

嵐山町建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、嵐山町が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）で定める主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、法第26条並びに建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第27条に規定される請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の工事で主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条において定める工事において、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であり、かつ工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある工事とする。

2 兼務可能となる対象の工事は令第27条第1項に規定される建設工事とする。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項において定める工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は2件とする。ただし、令第27条第2項に規定される密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつてはこの限りではない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で発注者に専任を必要とする主任技術者の兼務届出書（様式）を町長に提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に前項で定める書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めることができる。

(適用除外)

第8条 専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次の各号とする。

- (1) 嵐山町低入札価格取扱い要綱（平成16年告示第210号）で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事

(2) 共同企業体により施工される工事

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 1 日から施行し、同日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。

様式（第6条関係）

専任を必要とする主任技術者の兼務届出書

年 月 日

嵐山町長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので届け出ます。

記

主任技術者指名				
新たに配置する工事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任	※どちらかに○をつける	
	工事名			
	工事場所			
	請負予定金額			
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	現場代理人予定者	※現時点の予定者		
	発注者・工事担当課所	※公告等に記載してあるもの		
既に配置している工事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任	※どちらかに○をつける	
	工事名			
	工事場所			
	請負代金額			
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	現場代理人			
	発注者・工事担当課所			
	工事担当者・電話番号			
兼務場所		距離 _____ k m	縮尺 1 : _____ (縮尺を記入すること)	

注意

- (1) 本届出書は、契約締結前（落札候補者の時点）に提出してください。
- (2) 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」及び「専任する工事－非専任の工事」の場合のみです。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要です。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務できる工事の数は2件です。
- (3) 既に配置している工事の発注者に、兼務することについて内諾を得ること。
- (4) 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（官公庁以外の工事は契約書及び工事の内容）を提示すること。
- (5) 兼務場所欄には地図を貼付するとともに、既に配置している工事と新たに配置する工事の場所を記載し、距離と縮尺を明記すること。別紙でも可。
- (6) 既に配置している工事と新たに配置する工事が同一場所である場合の地図は不要であり、枠内に「同一場所における兼務」と記載すること。
- (7) 本届出書を提出し発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。
- (8) 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認める。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるものに限る。

【発注者チェック欄】 ①かつ②の確認、③④⑤の確認

- ① 一体性若しくは連続性が認められる
 相互に調整を要する
- ② 工事現場の相互の距離が 10 km 以内
- ③ 既に配置している工事の発注者に兼務することの内諾を得ている
- ④ 主任技術者の資格要件
- ⑤ 工事実績情報システム (CORINS) 登録状況